

## 三芳町集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、アパート、マンション等の集合住宅（以下「集合住宅」という。）において宅配ボックスを設置する者に対し、宅配ボックスの設置に要する経費の一部を補助することにより、良好な住環境の形成に寄与し、宅配での再配達を抑制させ、物流における温室効果ガス排出削減を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年三芳町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 1つの建物内に複数の世帯が独立して居住する住宅をいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (3) 経営者 賃貸である集合住宅を経営する個人又は法人をいう。

### (補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる宅配ボックスは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内の集合住宅に設置されるものであること。
- (2) 3辺の合計が60センチ以上の宅配物を保管できる大きさのボックスを1つ以上有しており、集合住宅向けのものであること。
- (3) 袋式又は折りたたみ式でないこと。
- (4) 収納した宅配物等が外部から見えない構造であること。
- (5) 正当な受取人のみが受領できる機能を有していること。
- (6) 機械式又は電気式により施錠できる構造となっていること。
- (7) 移設できないようワイヤー、アンカー等により固定されていること。
- (8) 未使用であり、かつ、リースではないこと。
- (9) 新たに設置されるものであること。ただし、既に設置されている宅配ボックスの機

能を向上させるものであって、町長が認めるものはこの限りでない。

(10) 当該宅配ボックス設置について、他の補助等を受けていないこと。

(11) 交付決定後に購入及び設置に関する契約が行われていること。

(12) 第8条第1項の交付申請を行った日の属する年度内に宅配ボックスの設置工事を完了すること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次条に規定する対象集合住宅の管理組合及びそれに準ずるもの並びに経営者とする。

(対象集合住宅)

第5条 対象集合住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 町内に所在する分譲又は賃貸の集合住宅であること。

(2) 階数が2以上、かつ、独立した4世帯以上が居住していること。

(3) 第9条第1項の交付申請時において、既に完成しており、生活又は経済活動の実態があること。

(4) 第9条第1項の交付申請時において、宅配ボックスの設置工事に着手していないこと。

(5) 分譲物件の場合、宅配ボックスの設置及び設置に要する経費に係る予算に関し、管理組合の総会の決議又はこれに準ずるものにおいて可決していること。

(6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(7) 賃貸物件の場合、経営者が町税等を滞納していないこと。

(8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合していること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、宅配ボックスの購入に要する経費及び当該宅配ボックスの設置工事に要する経費とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まない。

2 第3条第9号ただし書の規定に該当する宅配ボックスに係る前項の設置工事に要する経費には、既に設置してある宅配ボックスの入替工事経費を含むものとする。この場合において、旧宅配ボックスの解体撤去費用は、当該工事経費に含まれるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、その上限額は、1棟当たり10万円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(申請期間)

第8条 補助金の交付申請の受付期間は、4月1日から翌年2月1日までとする。

2 予算の範囲を超えた時点をもって、申請の受付を終了する。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三芳町集合住宅宅配ボックス設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 設置する宅配ボックスの購入に要する経費及び施工業者が発行した当該宅配ボックスの設置工事に要する経費が分かる見積書の写し
- (2) 設置する宅配ボックスの仕様が確認できるカタログ等の写し
- (3) 宅配ボックスを設置する場所が分かる図面及び写真
- (4) 宅配ボックスを設置する対象集合住宅の世帯数が分かる書類（管理規約、各階平面図等）
- (5) 対象集合住宅が分譲物件の場合にあっては、第5条第5号に規定する管理組合の総会の決議又はこれに準ずるものにおいて、宅配ボックスの設置及び当該宅配ボックスの設置に要する経費に係る予算が可決されたことが分かる議事録等の写し
- (6) 申請者が経営者の場合にあっては、建物の登記事項証明書
- (7) 申請者が経営者であり、かつ、法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、三芳町集合住宅宅配ボックス設置補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、予算の範囲内で行う。

3 町は、交付申請受理後、必要に応じて現地確認を行うことができる。

(取下げ)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出するものとする。

(完了報告及び補助金の請求)

第12条 補助決定者は、宅配ボックスの設置工事が完了したときは、当該設置工事が完了した日から20日以内又は第9条の規定による申請をした日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、三芳町集合住宅宅配ボックス設置補助金実績報告書兼交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告及び補助金の交付請求をするものとする。

(1) 施工中及び施工後の工事写真

(2) 設置した宅配ボックスがアンカー等で躯体等に固定していることが分かる写真

(3) 宅配ボックスの設置工事に係る工事契約書、内訳書等の写し

(4) 宅配ボックスの購入に要する経費及び当該宅配ボックスの設置工事に要する経費に係る領収書又は支払を確認できる書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(額の確定及び交付)

第13条 町長は、完了報告及び補助金の請求が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に対し、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期間を定めてその返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(管理義務)

第15条 補助金の交付を受けた者は、設置した宅配ボックスを常に良好な状態で管理するよう努めなければならない。

(報告及び調査)

第16条 町長は、三芳町集合住宅宅配ボックス設置補助金に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、必要な事項について報告を求め、又は実地調査等を行うことができる。この場合において、補助決定者はこれに協力しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。